

大田区発注工事における主任技術者の兼任に関する取扱基準

4 総経発第 11912 号
令和 5 年 3 月 23 日

(目的)

第 1 条 この取扱基準は、大田区（以下「区」という。）が発注する公共工事のうち、大田区契約事務規則（昭和 39 年規則第 18 号）第 79 条の規定により契約の締結を請求する案件における建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項を適用する場合において、専任を必要とする主任技術者の兼任（以下「兼任」という。）を認めるときの要件等について区が統一的な取扱いを定めることにより、円滑な契約事務を進め、もって公共工事の適正な施工を資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事 区が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）（以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）をいう。
- (2) 主任技術者 法第 26 条第 1 項における主任技術者をいう。

(兼任の要件)

第 3 条 区が兼任を認める工事は、当該兼任をする全ての工事が次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、工事主管課長が工事の適正な施工に支障があり兼任を認めることが適当でないと判断した場合は、この限りではない。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は工事の施工に当たり相互に調整を要する工事であること。
- (2) 兼任する工事の件数が 2 件までであること。この場合において、現在従事中の工事は件数に含めること。
- (3) 兼任できる工事は、いずれも区発注かつ現場が区内（区外の区施設を含む）の工事であること。
- (4) 主任技術者は、受注者が直接雇用している者であること。
- (5) 前年度又は当該年度において、受注者の工事成績評定が 60 点未満又は不合格でないこと。

(兼任の手続)

第 4 条 発注者は、前条の要件を満たす工事の受注者であって兼任を希望するものに対し、当該工事に係る契約の成立後、専任を必要とする主任技術者の兼任通知書（別記様式）を契約担当課に提出させるものとする。

付 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。